

## オーストリアの家族政策資料

### <家族政策の目的>

オーストリアの家族政策は *Ordnungspolitik* (秩序維持の政策) としての性格がある。家族政策は、ある特定の家族形態を強制したり、不利な状況に追いやったりすることなく、家族を形成するための諸条件を整えることであると考えられている。その主な目的は、以下の点である。

- ・有子家庭と無子家庭の間の不利・有利な点の調整(*Ausgleich*)を行う。
- ・社会政策としての家族政策は、生殖や家庭経済ならびに子どもの社会化等の家族機能を支援する。そしてこれらの家族機能を阻害する諸要因を取り除く。
- ・職業と家庭生活のより良い両立をはかる。女性の就業率の上昇に伴い、家庭を持つ女性が二重負担に苦しんでいる。伝統的な家族に依存する状況から脱却し、男女が家事負担を共同で担えるように促す。

### <家族政策の課題—現況—>

#### 1. 低出生率

これまでの研究によれば、理想の子ど�数と実際の出生数の間には落差がある。平均の理想子ど�数は2子であるのに対し、1998年の合計特殊出生率は1.34である。明白な人口促進政策はオーストリア政府の目的とするところではないが、低出生率は長期にわたって人口動向にマイナスの影響を与えることから、出産の障害を取り除くことが課題である。

#### 2. 職業と母親業ならびに父親業の両立

職業と家庭の両立には今なお葛藤がある。1990年の家族法案(*Familienpaket*)、1992年の平等法案(*Gleichbehandlungspaket*)は、家庭と職業の両立を支援し、家事・育児の負担を両性が負担することを求めている。また母性保護が改善されて、育児休暇(*Erziehungszeit*)とフルタイムからパートタイムへの移行可能期間が、生後1年半から生後4年に延長され、パートタイムの職業条件も改善された。子育て期間の年金への算入期間も延長されている。1998年以降、育児もしくは家族の介護をしている者は、雇用者との協約により、労働の状況について正規の労働時間を短縮し、職業との両立を図る権利を行使できるようになった。男性の育児休暇取得者は、1998年の統計では女性の1.6%に過ぎない。1996年には、片方の親だけが(主として母親)育児休暇を取っている場合には、育児休暇は1年半に短縮され、小さな子どもの世話ができるように、父親は補足的に休暇を取らねばならないとしている。

出産に伴い女性の労働力率は68%から44%に低下する。20歳から54歳の、パートナーや子どもと同居の女性はほぼ半数がパートタイマーである。女性の社会的な地位に、子育てや介護が及ぼすマイナスの影響は計り知れない。そこに労働政策としての支援の重要性が

ある。女性政策と家族政策の目的は、女性の再就職を容易にする事であり、そこには子どもの両親への労働時間の配慮や、新しい労働モデルが必要である。1996年には「立派な男性は半分半分やる」というキャンペーンを展開したが、このキャンペーンは両性がそれぞれ内面化している役割観を変えることを目的としていた。同時に保育所の増設と保育ママの拡充、介護サービスの強化を推進した。また、企業に対しては「女性と家族に最もやさしい企業(Frauen-und familienfreundlichste Betriebe)」をスローガンに掲げた。大・中・小企業別にコンテストを行ない、最良の取り組みを選んでモデルとし、他企業の目標とした。

### 3.有子家庭の経済的困窮への対策

1997年においてオーストリアの10%（収入において）から17%（支出において）の家庭が貧困にあえいでいた。貧困家庭の3分の2は有子家庭である。貧困の度合いは子どもの数に伴って増大する。3子家庭では子どものいない家庭に比べて5倍も貧困の危険がある。15万2000人の子どもや青少年（全体の8%）が貧困に直面しているという問題があり、家族政策によって有子家庭の困窮状況を緩和することが課題である。

#### <家族支援策の内容>

##### I. 経済的な支援

###### 1.家族助成金 (Familienbeihilfe)

家族助成金の支給は基本的には低年齢の子ども（19歳まで）もしくは就学している子ども（最長26歳まで）が居る家庭に対してであるが、就労不可能な子どもに対しては年齢制限が無い。また、助成は子どもの年齢によって段階付けられており、1998年に新しい「家族法案」により支給が上昇した。1999年1月1日の施行では、子どもの年齢によって段階付けられる。2000年以降は、子どもの数によって段階付けられる。2000年1月1日の時点から家族助成金の基本額は、1,450シリング（10歳以下の子ども1子）から、2,350シリング（19歳以上の子どもが3人いる）までの範囲となった。

###### 2.母子一時金 (Mutter-Kind-Bonus)

1974年以降行なわれていた出産助成金は、1996年からの支給拡大策によって廃止され、1997年に2,000シリングの「母子一時金」に代わった。この一時金は、妊娠中の健診および出産後1年までの母子手帳に関する健診の費用を補填するものとして考えられている。この一時金は所得に応じて段階付けられる。出産前年の家族の課税所得が、448.880シリングを超えると支給されない（1997年の場合）。

###### 3.週手当と事業助成金(Wochengeld und Betriebshilfe)

週手当は、母性保護のために母親が就労できない産前8週産後8週の期間の手当である。

但し早産や多産、帝王切開の場合には産後 12 週間とする。その支給額は、過去 3 ヶ月の平均賃金を基本としている。自営業もしくは農業従事者は、各自の社会保障によって母性保護期間中、事業助成金を受ける。1998 年より 300 シリング／日である。

#### 4. 育児休暇手当、パート助成金 (Karenzgeld, Teilzeitbeihilfe)

1990 年より父親も子どもが生後 2 歳になるまで育児休暇を取ることができる（子どもとの同居と自身が育児をしていることが条件である）。財源は、家族調整手当と失業保険である。育児休暇手当は規定では月額 5,565 シリング、1998 年の支出は 67 億シリングであった。

1996 年の構造調整法 (Strukturanpassungsgesetz) により育児休暇支出は 1992 年よりも縮小した。即ち片方の親のみが育児休暇を取り、その期間が生後 18 ヶ月までとなった。両親が分割して育児休暇を取る場合には、育児休暇手当の支給は満 2 歳までとなる。ひとり親家庭への例外的措置は考慮されていない。パートナーの収入が無いか、僅かである場合には育児手当の追加手当（月額 2,500 シリング）を申請できる。これは収入が一定額をこえると後に返却しなくてはならない。

母親もしくは父親が育児休暇手当を受給できるだけ長時間働いていない場合には、パート助成金を受給できる。自営業や農業従事者も事前に事業助成（事業保険）に関係していれば受給できる。パート助成金は育児休暇手当の 50% である。

これまで、オーストリアの母親でも育児休暇手当を受けられなかつた層がある。学生や農業従事者や短時間労働者や専業主婦、自営業である。育児休暇手当を全員に支給することが議題となっている。1994 年以降は出生率の低下によって育児休暇手当支出が 1994 年の 122,000 人から 1998 年の 81,000 人へと減少した。

1999 年、連邦各党の合意により「育児休暇手当資金」(Karenzzeitkonto) が 2000 年 1 月 1 日よりスタートした。将来は 24 ヶ月の育児休暇を生後 3 ヶ月から子どもが 7 歳を迎えるまでの諸段階に分けて取得できるよう検討されている。育児休暇の取得申請は 8 週間前に行なう事が義務付けられている。将来的には、父母が同時に 1 ヶ月の育児休暇を取得できるようになるであろう。ひとり親家庭の母親は、将来育児休暇への追加手当を子どもの生物学的な父親の名前を役所で明らかにしなくとも受給できるようになるであろう（現在は父親の名前を申し出る事が義務付けられている）。同時にその場合将来手当を返却する事が義務付けられている。

#### 5. 州の子育て支給制度 (Geldleistungen)

低収入家庭もしくは学生は、州における様々な支給を受けることができる。殆どの州はそれぞれ独自の家族手当制度（生後 1 年の経済支給制度）を持っているが、職業と家庭生活の両立に関しては、支援制度が有る州とない州がある。

## 6. 幼児助成金 (Kleinkindbeihilfe)

育児休暇手当も週手当も受給していない母親もしくは父親は、生後 1 年間は幼児助成金を申請できる。その額は月額 1,000 シリングである。子どもを自身が育てていることと、家計収入が所得制限以下であることが受給の条件である。

## 7. 特別困窮助成金 (Sondernotstandshilfe)

1974 年以降、ひとり親家庭の母親に 3 年まで特別困窮助成金が支給されることになった。1990 年以降、結婚しているかもしくはパートナーと同居している母親であっても、低収入であれば特別困窮助成金を受給できるようになった。

1992 年以降は、父親にもこの権利が拡大された。条件は、保育手段がなく保育をすることによって仕事が出来ないことである。この制度は、失業保障の意味もある。支給額は、育児休暇手当を超えない範囲で、それ以前の所得を基本とし、労働局 (Arbeitsamt) から支払われる。

## II. 税控除 (Steuerliche Berücksichtigung)

### 1. 児童控除 (Kinderabsetzbetrag) と生活控除 (Unterhaltsabsetzbetrag)

最も重要な家族政策上の税負担の軽減は、児童控除である。家族助成金を受けている納稅義務者は、日々子どもの数に応じた控除を受ける。児童控除は、すべての有子家庭に対し、申請等の手続きなしで行なわれる。生活費控除は、連邦憲法裁判所の判決により、1999 年 1 月 1 日から新制度が作られた。児童控除の拡大と家族助成金により、2000 年から 1 子につき月額 500 シリングである。連邦憲法裁判所の判決に基づいて、扶養費用の少なくとも 2 分の 1 は、両親の収入に関係なく非課税とされる。1999 年の最初の段階では 1 子につき月額 250 シリング。児童控除は (1999 年までは、350~700 シリングであり、子どもの数に応じて決まる)、2000 年より 1 子につき 700 シリング (一律) となった。それまで児童控除を受けており子どもの数によって変化した額 (2 子では 175 シリング、3 子以上では 350 シリング) は 2000 年以降、家族助成金によって考慮される事になった。多子家庭における家計の負担は、新しい多子手当 (Mehrkinderzuschlag) によって補われている。それは第 3 子以降で、42,000 シリングまでの納稅義務所得のある家庭に対してであり、月額 1 子につき 400 シリングである (1999 年)。

### 3. ひとり稼ぎ家庭控除、ひとり親控除

#### (Alleinverdienerabsetzbetrag, Alleinerzieherabsetzbetrag)

片方の親が殆ど、あるいはひとりで家計を担っており、他方の親に収入が無いか僅かの収入しかない場合、税金の責務はひとりにつき定額年 5,000 シリングとなる。同様のことがひとり親家庭にも適用される (納稅義務のある親で、1 子以上いるがパートナーと同居して

いないことが条件である)。

### III. 妊娠期間の労働権

#### 1. 母性保護

就労している女性が妊娠すると、母性保護法 (Mutterschutzgesetz) 規定に基づいて、解雇から保護される。期間は出産後 4 週間。育児休暇を取得した場合は、育児休暇期間の後の四週間までが保護の対象となる。妊娠期間は、健康を害する恐れの有る職務につくことは出来ない。労働禁止期間は、産前 8 週と産後 8 週である。医師が見とめた場合にはその限りではない。多子、早産、帝王切開の場合は 12 週となる。早産の場合は産後最長 16 週まで産休となる。雇用者は、母親が授乳をしている場合、1 日に 4.5 時間以上の労働をしている場合には、授乳を保障し無ければならない。

#### 2. 育児休暇と事業手当 (Karenzzeit,Betriebshilfe)

育児休暇は、当初女性が職業と家庭を両立できる環境作りを目的につくられた。また同時に失業数を減少させることも夷とされている。

1957 年の母性保護法によって、オーストリアの女性にはじめて母性保護期間として 6 ヶ月の育児休暇を取得する道が開けた。

1974 年以降、ひとり親家庭の母親は、育児休暇のあと特別な困窮状況支援を受ける事で、子どもが満 3 歳になるまで自分で育児をすることができる。

1982 年より農業従事者やその他の自営業従事者は、事業手当 (Betriebshilfe) を受給する。

1997 年よりこれらの家族施策は育児休暇 (Karenzurlaub) ではなく、育児期間 (Karenzzeit) となる。

2000 年より父親も育児期間を請求できる。解雇禁止期間は育児機関の開始から終了後 4 週間である。育児期間は父母が分けて取得できるが、最短でも 3 ヶ月は続けて取らねばならない。育児手当は、月々の所得が社会保障受給ランクを上回っていれば、支給される (ランク以下では社会保障手当が支給される)、1998 年で 3,830 シリング。パートタイム労働では、パートタイム助成金が支給される。その額は、最高育児手当の 50% である。

- 両親が育児期間を取得しない場合には、誕生後、子どもの保育のために 4 歳の誕生日までパートタイムで働く事ができるが、雇用者との合意に基づいて決定される。

- 片方の親のみがパートの場合には、2 歳の誕生日までとなる。

- 1 歳まで育児期間を取った場合、両親がパートで 2 歳の誕生日まで働く事ができる。

- いづれかがパートタイムである場合には 3 歳の誕生日までパートで働く事ができる。

なお父親の取得率は 3% 程度であることから、取得率の上昇は今後の政策課題とされている。

### 3.介護休暇

- ・1975年の職業と家庭の両立を法的に保障する施策のなかで、雇用労働者は、家族構成員の病気に対して1年に一週間の介護休暇を取得できるとした。
- ・1993年以降は、12歳までの子どもが病気の時、看護のためにさらに1週間休暇を取得できる。年間最長2週間までは、賃金の100%が保障される。

## IV. 子どもの教育支援

### 1.学校教育

オーストリアでは、義務教育や義務教育終了後の普通学校や職業学校への就学は無料である。子どもの教育に親が経済的な負担を被らないように国による支援が確立している。

### 2.高等教育期間への進学

オーストリア国内の大学への進学は、基本的に無料である。学生の出身家庭の経済状況と子ど�数によって進学助成(Studienbeihilfe)が段階的に行なわれている。オーストリアの学生で進学助成を受けている割合は約14%である。進学助成のほかに家族助成金があり、それは修学している子どものために、26歳までを限度として支給されている。

## V. 家族支援サービス

オーストリアの家族政策には、物質的な支援のほかに、数多くのサービスや情報提供、相談所(カウンセリング)などがあり、日常生活における多様な家族支援を行なっている。

### 1.母子保健、「母子パスポート」

母子パスポート(Mutter-Kind-Pass)は、1974年に母子の健康保持を目的に導入された。妊娠期から出産後1年間の母子健康診断に関しては、母子パスポート一時金により、その費用が賄われる。1996年にはその額が15,000シリングであったが、1997年には20,000シリングに増額された。

### 2.保育サービス

オーストリアの保育制度は、公的な支援を受けている幼稚園、保育園、有資格の保育ママ、午後の学童保育などであり、多くは1970年代から1990年代にかけて設立され、現在も保育施設の拡充が政策課題となっている。

保育所(Kinderkrippen)はオーストリアでは、市営(町営)であり、その数は多くない。他方、主流をなしているのは幼稚園であり、公的な資金と利用者による個人負担でまかなわれる。一般には公的な資金によって運営されている。そのため幼稚園の数の不充分な事が、保育不足を招いており、また、幼稚園における長期休業期間(夏休みなど)が親の労働時間に対応していないという問題もある。

1997・1998年の統計に依れば、6歳までの子ども237,000人が少なくとも一週間に1日以

上、幼稚園か保育ママ、保育所に通っている。そのうち 8,600 人が保育園、219,000 人が幼稚園さらに 6,500 人が保育ママに、およそ 2,500 人が保育グループ (Kindergruppe) に通っている。また、学童期の子どもは、学校の終わったあと学童保育に通っている（約 3 万人）。これらの保育制度は、今後母親の就労と、ひとり親家庭が増加するであろうことからさらに増加すると考えられている。

保育制度の設置は州の課題であり、東西の格差が見られる。西側では総体的に保育施設が少なく、その上東側に比べて保育時間に制限がある。保育への需要に応じるために連邦と州政府は 1997～98 年に 6 億シリングを投入して保育施設を拡充した。1997～2000 年には、連邦が介入してさらに 12 億シリングを計上する予定である。これまで、保育時間と就労時間の差については検討されてこなかったが、2000 年には連邦政府の重点課題として保育制度の拡充に努めることが計画されている。

#### 参考文献

- ・ Gisser, Richart / Holzer, Werner / Münz, Rainer / Nebenführ, Eva,  
*Familie und Familienpolitik in Österreich*, 1995, Institut für Demographic der  
Österreichischen Akademie der Wissenschaften
- ・ 村松恵二「オーストリア」、  
田中浩編『現代世界と福祉国家』、1997、御茶の水書房、pp.284 - 297
- ・ Tazi-Preve, Irene M. / Kytir Josef / Lebhart Gustav / Münz Rainer,  
*Bevölkerung in Österreich*, 1999,  
Institut für Demographic Österreichische Akademie der Wissenschaften

## スイスの家族政策

### 家族政策の特徴

スイスの家族政策は、家族を支援保護する全ての施策と制度を意味し、支援主義と助成原則によって貫かれている。政治が守備範囲とする領域は複雑に家族と関係しているが、家族政策に関して特徴ある施策が行なわれているというわけではない。むしろ、「国家に見捨てられた家族」(Fux, 1992)と表現されるように、家族政策は「手厚い」とは言い難い状況にある。その理由として挙げられるのは、何よりもスイスの政治体制である。連邦と州、市町村、私的組織などによって其々の分担領域が細分化されているため、地域毎の施策内容に格差があり、国家レベルでスイスの家族政策を論じることは困難であるといえる。

とはいものの、1981年の国民投票によって初めて男女平等条項が憲法に加えられてから、家族法が改正されるなど家族の民主化が進められている。1990年代には、年金制度改革が行なわれて個人主体の年金制度となり、育児期間の年金への算入が行なわれるようになった。これと平行して男女平等政策（家庭と職業の両立を支援する）も推進されている。

#### 1. 母親休暇

スイスでは、就業している女性の全てが有給の母親休暇を取得できるわけではない。労働法 (Arbeitsgesetz, 1964) が、出産後 8 週間にわたり母親の労働を禁止しているのみである（これも医師の証明があれば 6 週間に短縮することができる）。この労働禁止規定は、出産後の母体の健康回復を目的としており、この期間の支払いについては法律で定められていない。また、雇用主は妊娠期間中と産後の 16 週間は、妊婦（母親）を解雇してはならないという規定がある。一般に母親は産後の休暇を短縮する傾向があるが、それは企業において母親休暇に関する規定が異なっているためであり、母体の健康保護という点では問題が残る。妊婦や授乳している母親は、健康上の問題がある場合には働くなくても良いことになっている。また、妊婦は通常の労働時間を超えて働いてはならず、本人の同意がある場合にのみ超過労働が可能である。

1994年に疾病保険法(Krankenversicherungsgesetz)が改正されたことにより、母性保護をめぐる状況が大幅に改善された。妊娠と出産に関する費用は、病気と同様の扱いで疾病保険が賄うことになった。具体的には、出産前後の妊婦および母親検診の費用、自宅及び施設・病院等における出産費用、および授乳に関する母親学級の費用、妊婦学級の費用最高 100 スイスフラン等である。

## 2. 授乳時間

母親が産後 8 週間以降において授乳している場合は、職場を離れる権利が認められている。殆どの場合、その期間は賃金が支払われないので、この権利は絵に描いた餅ではある。特定の労働協約がある場合、もしくは公務員は、母親休暇に追加して有給の授乳休暇を一ヶ月間とることができる。

## 3. 養子休暇

法による一般的な規定はない。労働協約があれば、養子を引き受けたときに有給の養子休暇を取得できる。養子を得た時点においてその子どもが特定の年齢に達していれば（最高で 8 歳～10 歳）、この休暇を取得することは出来ない。

## 4. 有給の母親休暇（統一規定は無い）

企業と同じ数だけこの件に関する規定があるといえる。雇用主が母親休暇を特に規定していない場合には、疾病及び出産時の賃金保障に関する規定に従う。その保障額は勤続年数によって以下のように段階づけられる。勤続初年度（3 ヶ月以上の勤続）では 3 週間。勤続 2 年目では 1 ヶ月。勤続 3 ～ 4 年では 2 ヶ月。勤続 5 ～ 9 年では 3 ヶ月。勤続 10 年から 14 年では、4 ヶ月となっている。

疾病保険法（Krankenversicherungsgesetz）は、16 週の間、賃金の 80% を保障する母親休暇について定めており、少なくとも産後 8 週以降に取得することとしている。雇用主はこのオプションを殆ど選択しないで、むしろ保険契約法（Versicherungsvertrags-Gesetz）が定める保障、即ち 10 ～ 16 週の間における母親休暇（賃金の 80% が支払われる）を選択する。雇用主は、当事者が 2 ヶ月以上疾病のために休職した場合にはこの母親休暇を短縮することができる。

## 5. 保育制度

保育制度は、基本的に州と市町村の管轄下にある。保育所（Krippen, Tagesheime, Horte）は多くの場合、私立の組織によって担われており、そこに公的な資金援助が行なわれている。保育時間の短いことが現在の家族の変化（女性の労働力化）に伴って生じた需要に応じきれていないのが現状である。一般に子どもは満 4 歳になると Spielgruppe と呼ばれる保育園に通うが、保育園は週に 2 回程度であり、保育時間も 3 ～ 4 時間と短い。幼児を毎

日保育施設に通わせる事に対する心理的な反発があるためか、保育園の供給は多くない。満5歳からはKindergarten（幼稚園）に約9割程度の幼児が通うが、これも殆どの場合保育時間が短く、午前中に限られる。

## 6. 家族手当

子どものいる家庭が被る経済的な負担を補うために家族手当が支給されるが、連邦政府による統一的な支給基準があるわけではない。連邦と州がそれぞれ分担して行う。連邦は、自営農家、農業従事者、連邦の公務員に対して、家族手当を支給する。全家族手当支出は、年間約400万スイスフランにのぼる。一方、州政府は、雇用労働者（表I）、州や市町村の公務員、農業以外の自営業主（表II）、非就労者を対象に、家族手当を支給している。州によっては、自営業種への家族手当に所得制限を設けたり、非就業者に対して特定の条件下で家族手当を支給するなどしている。外国に居住している子どもへの支給については州ごとにその規定はさまざまである。

1999年4月14日、連邦と州の間の新家族調整(Neue Finanzausgleich)法案が審議会に送られた。これまで家族手当が連邦と州において個別に支給されたが、これによりスイス全土共通の家族手当制度が作られることになる。支給の公正をはかるために、子ども一人につき175スイスフランを支給することになるであろう。各州政府も、これを受け入れるものとみられている。

## 8. 年金制度

スイスの老齢年金制度は1995年に改正された。それまでの夫婦年金が廃止され、世界初の男女平等個人年金となった。結婚後の夫婦の所得は等分されて分離方式で計算され、養育勘定もしくは介護勘定も等分で計算されることになった。16歳以下の子どもを養育する者には婚姻法上の地位に拘わり無く養育勘定が算入され、夫婦では養育勘定は等分される。この新しい年金制度は1997年から実施されたが、1997年1月1日以前に生まれた子どもについても適用されるとしている（田口、1999）。

## 9. 人口妊娠中絶

中絶においては、基本的に医学条項（妊娠の継続および出産が母体の生命に悪影響を与える場合の中絶）のみが認められる。法律は州毎に異なり、必要な証明が得られれば、州

が許可し合法で行なう事ができる。

表 I 州法に基づく有子家庭への家族手当一覧 (スイス在住の労働者 Arbeitskräfte 対象)  
—スイスプランによる支給額— (2000. 1.1.)

州	児童手当	教育手当	年齢制限		出産手当	州の家族調整支出の 雇用主負担額が 賃金に占める割合
			一般	特別		
ZH	150		-16	20/25	-	1.50
BE	150/180 <sup>3</sup>		-16	20/25	-	1.90
LU	165/195 <sup>3</sup>	225	16	18/25	800 <sup>19</sup>	2.00 <sup>9</sup>
UR	190		-16	18/25	1000	1.9.
SZ	160		-16	18/25 <sup>16</sup>	800	1.70
OW	170		-16	25/25	-	1.80
NW	175/200 <sup>3</sup>		-16	18/25	-	1.85
GL	160		-16	18/25	-	1.90 <sup>5</sup>
ZG	200/250 <sup>2</sup>		-16	20/25	-	1.60 <sup>9</sup>
FR	200/220 <sup>2</sup>	260/280 <sup>2</sup>	15	20/25	1500 <sup>7</sup>	2.65
SO	170		-18	18/25 <sup>11</sup>	600	1.90
BS	150	180	16	25/25	-	1.50
BL	150	180 <sup>17</sup>	16	25/25	-	1.70
SH	160	200	16	18/25	-	1.70 <sup>9</sup>
AR	170	170	16	18/25	-	2.00
AI	155/165 <sup>2</sup>		-16	18/25	-	1.85
SG	170/190 <sup>2</sup>	190	16	18/25	-	2.10 <sup>9</sup>
GR	150	175	16	20/25 <sup>6</sup>	-	1.75
AG	150		-16	20/25	-	1.60
TG	150	165	16	18/25	-	1.90
TI	183	183	15	20/20 <sup>20</sup>	-	2.00
VD <sup>13</sup>	140 <sup>5</sup>	185 <sup>5</sup>	16	20/25 <sup>6</sup>	1500 <sup>7, 15</sup>	2.00
VS	210/294 <sup>2</sup>	294/378 <sup>2</sup>	16	20/25	1365 <sup>7, 18</sup>	-8
NE <sup>12</sup>	150/170	210/230	16	20/25 <sup>6</sup>	1000	1.80
	190/240	250/300				
GE	170/220 <sup>3</sup>		-18	18/18	1000 <sup>7</sup>	1.70
JU	146/170 <sup>4</sup>	196	16	25/25	744 <sup>7</sup>	3.00
	126 <sup>14</sup>					

<表 I の注>

\*表には、州の名称が略記されている。正式の名称は表の順に以下の通りである。

Z H : Zürich (チューリヒ)

B E : Bern (ベルン)

L U : Luzern (ルツェルン)

U R : Uri (ウーリ)

S Z : Schwyz (シュヴィーツ)

O W : Obwalden (オプワルデン)

N W : Nidwalden (ニトワルデン)

G L : Glarus (グラールス)

Z G : Zug (ツーク)

F R : Fribourg (フリブル)

S O : Solothurn (ソーロトゥルン)

B S : Basel (バーゼル)

B L : Baselland (バーゼルラント)

S H : Schaffhausen (シャフハウゼン)

A R : Ausser Rhoden (アウサー・ローデン)

A I : Inner Rhoden (インナー・ローデン)

S G : Sankt Gallen (ザンクト・ガレン)

G R : Graubünden (グラウビュンデン)

A G : Aargau (アールガウ)

T G : Thurgau (トゥールガウ)

T I : Ticino (ティチノ)

V D : Vaud (ボー)

V S : Valais (バレ)

N E : Neuchâtel (ヌーシャテル)

G E : Geneve (ジュネーブ)

J U : Jura (ウーリ)

- 1) 最初の年齢制限は、子どもが労働不可能な（労働能力が劣る）場合であり、後者は子どもが就学している場合である。

- 2) 最初の数字は、第一子と第二子に対して、次の数字はそれ以上の子どもに対する支給額。
- 3) BE と LU: 最初の数字は 12 歳までの子どもに対する、次の数字は 12 歳以上の子どもに対する支給額。NW: 最初の数字は 16 歳までの子どもへの支給額、次の数字は 16 歳以上への支給額。GE: 最初は 15 歳までの、次の数字は 15 歳以上の子どもへの支給額。
- 4) 最初の数字は 1 子か 2 子をもつ家族への、次の数字は 3 子以上の子どものいる家族への支給額。
- 5) 第 3 子以上の子どもに対しては 170 スイスフランを其々の子どもに対して支給するが、スイス国内に在住であることが条件。16 歳から 20 歳の労働不可能な子どもに対しては 185 スイスフランを支給する。
- 6) IV 年金を受給している子どもは、継続して手当を受給する事は出来ない。Tessin 州と Waadt 州では、調整により IV 年金の 2 分の 1 と児童手当の 2 分の 1 を受給できる。Tessin ではそれに加えて年金を 4 分の 1 と児童手当 4 分の 3 の組み合わせが可能である。
- 7) 養子の場合にも適用される。
- 8) 州の家族調整会計課からは支払われない。
- 9) 自営業者のための家族手当を含んでいる。
- 10) 教育手当が児童手當に代わる；教育手当が支払われない州では、教育期間の終了まで児童手当が支給されるが、年齢制限は設けられている。
- 11) 出生時もしくは幼少の頃から病気の子どもに対しては、年齢制限を 25 歳とする。
- 12) 支給額は、それぞれ第 1 子、第 2 子、第 3 子、第 4 子以上の子どもに対応する。
- 13) 法律上の最低額；其々の会計課が財政に応じてさらに支給額を上乗せする事ができる。
- 14) 児童手当と教育手当に関係する者のために、月額 126 スイスフランの家計手当 (Haushaltungszulage) が支給される。
- 15) 多子出産の場合は、出産手当が子どもの数だけ倍増される。同時に複数の子どもを養子にする場合も同様である。
- 16) 労働者は外国に住んでいる婚内子に関して子どもが満 16 歳まで、家族手当のみを受給する権利を有する。
- 17) 外国に居住して教育を受けている子どもは 150 スイスフランの支給を受ける。
- 18) 多子出産もしくは同時に複数の子どもを養子にした場合、出産手当が 50% 割増になる。
- 19) 出産手当はスイス国内で生まれ、スイス国籍を有する子どもに限る。
- 20) スイス国内で特別の教育を受けている障害児童と、普通教育を受けている児童に対して

支給される。

表II 州ごとの非農業自営業種(Selbständige nichtlandwirtschaftlicher Berufe)に対する  
家族手当一覧 一スイスフランによる支給— (2000.1.1.)

州	児童手当	教育手当 <sup>3</sup>	出産手当	収入制限	
				基本額	児童割増し
	一子に対する支給月額				
LU	165/195 <sup>4</sup>	195	800	36 000	6 000
UR	190	—	1000	45 000	4 000
SZ	160	—	800	51 000	4 000
ZG	200/250 <sup>2</sup>	—	—	34 000	2 500
SH	160	200	—	5	—
AR	145	145	—	—	—
AJ	150/160 <sup>2</sup>	—	—	26 000 <sup>1</sup>	—
SG	170/190 <sup>2</sup>	190	—	65 000	—
GR	150	175	—	—	—
GE	170/220 <sup>6</sup>	—	1000	—	—

<表IIの注>

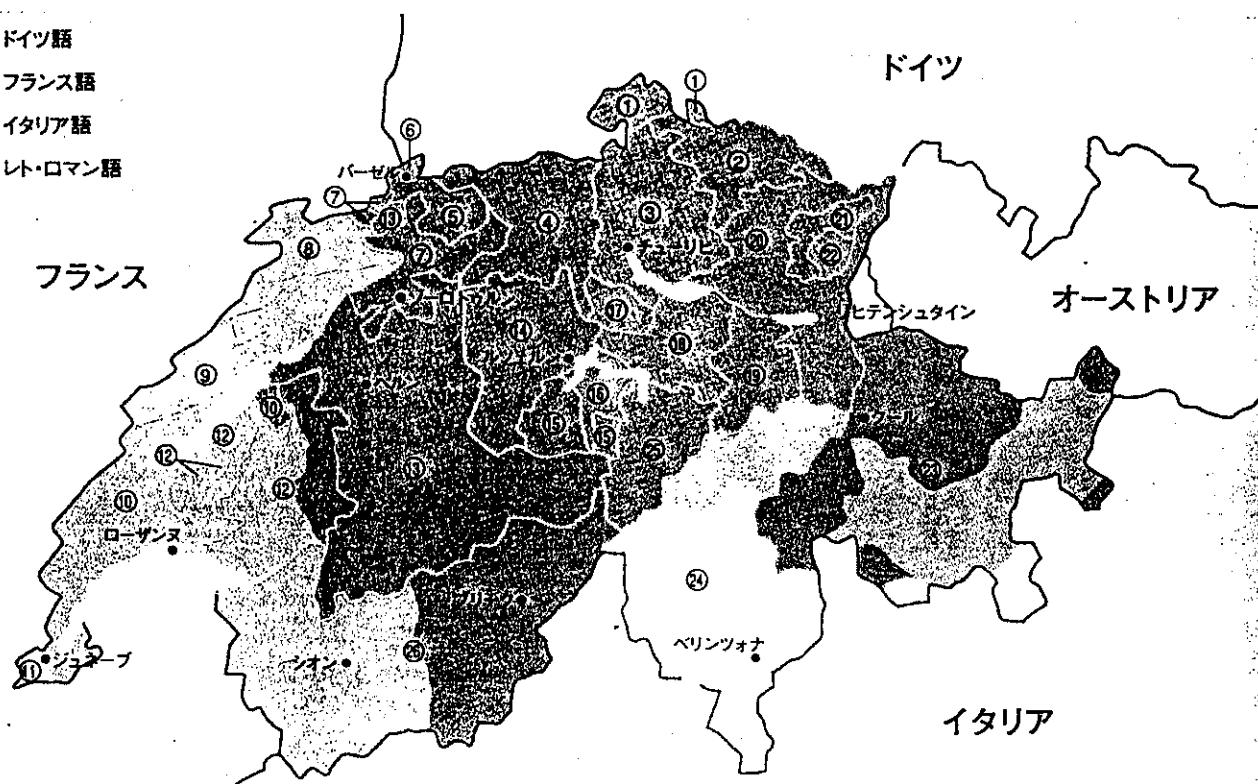
- 1)26000 スイスフラン以下の納税義務のある所得においては全ての子どもが、26000から38000 スイスフランの間の所得では第2子以上の子どもが、38000 スイスフラン以上の所得の場合には第3子以降の子どもが、手当を受給できる。
- 2)最初の数字は、最初の2人の子どもについて、後の数字はそれ以上の子どもに支給する額。
- 3)教育手当は児童手当の代わりとなる。教育手当が無い州では、児童手当は教育の終了するまで支給されるが、その年齢制限は設けられている。
- 4)最初の数字は12歳未満の子どもへの、後の数字は12歳以上の子どもへの支給額。
- 5)60000 スイスフラン以上の、納税義務のある収入がある場合、もしくは夫婦所有の財産が300,000 スイスフラン以上の場合、あるいは45000 スイスフラン以上の収入がある場合、ないし200,000 スイスフラン以上の財産がある独身者の場合には、受給の権利が無い。
- 6)最初の数字は15歳以上の子どもに対して、次の数字は15歳～18歳の子どもの受給額。

<資料出所>

- Bahle, Thomas  
Familienpolitik in Westeuropa -Ursprünge und Wandel im internationaren Vergleich,  
Campus Verlag, 1995
- Fux, Beat, Switzerland, the family neglected by the state,  
In: Family life and family policies in europa, Kaufmann, F.-X. ed., Oxford University  
Press, 1992
- <http://www.bsv.admin.ch/blind/fam/beratung/d/index.htm>,  
Bundesamt für Sozialversicherung -Familienfragen-Beratng  
Bundeslösung Familienzulagen
- Lohkamp-Himmighofen, Marlene,  
Familienpolitische Massnahmen bei Mutterschaft und der Erziehung von  
Kleinkindern in den Mitgliedstaaten der EU, Norwegen und der Schweiz  
In: Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft, Jg. 24, 1/1999, s.47-64, Verlag Leske+  
Budrich
- 田口晃、「スイスの年金制度—第10次改正を中心に—」、国立社会保障人口問題研究所編、  
1999、『海外社会保障情報研究』No. 126, p. 72—81
- 田口晃、「スイス」、田中浩編、『現代世界と福祉国家』、1997、お茶の水書房

## スイス

- [■] ドイツ語
- [■] フランス語
- [■] イタリア語
- [■] レト・ロマン語



[カントン・半カントン]

- ① シャフハウゼン
- ② ツウルガウ
- ③ チューリヒ
- ④ アールガウ
- ⑤ バーゼルラント

- ⑥ バーゼル
- ⑦ ゾートゥルン
- ⑧ ジュラ
- ⑨ ヌーシャテル
- ⑩ ポー
- ⑪ ジュネーブ

- ⑫ フリブル
- ⑬ ベルン
- ⑭ ルツェルン
- ⑮ オブフルデン
- ⑯ ニトワルデン
- ⑰ ツーク

- ⑱ シュウェーツ
- ⑲ グラールス
- ⑳ ザンクト・ガレン
- ㉑ アベンツェル・アウサーローデン
- ㉒ アベンツェル・インナーローデン
- ㉓ グラウビュンデン

- ㉔ ティチノ
- ㉕ ウーリ
- ㉖ バレ

## オランダの家族政策資料

オランダ政府は、家族という領域への介入については慎重であり、国家による家族政策といえるものはない。一方で、制度化されてはいないが、一般的な家族支援組織が数多く見られる。これらは、公的なレベルでそのはたらきが顕在化することはないが、日常の家族生活に大きな役割を果たしている。例えば、25年以上の歴史を持つ「オランダ家族相談所」や、1988年に創立された「オランダ家族支援財団」などがあり、特定の家族支援を行なうのではなく、多様な家族のありかたを認め支援を行なっている。

オランダ政府において、家族に関する施策をおこなっているのは、社会労働省と保健福祉スポーツ省であり、相互の領域が重なり合っている。

### I. 保育制度

オランダでは、可能な限り家庭において子どもの保育を行なうことを原則としてきたため、他ヨーロッパ諸国と比べて公的保育制度の普及は立ち遅れていたが、女性労働の増加に伴って保育への需要が急速に増している。1990年代以降、保育制度の拡充は重要な政策課題である。

オランダの主な公的保育制度は、0~4歳を対象とする保育園（nurseries）もしくは託児所（creches）、4歳~12歳を対象とするホスト親（host parent）並びに学童保育（out-of-School facilities）等である。これに加えて、多くの自治体（地方福祉サービス）は、2~4歳の小さな子どものために地域に根ざしたプレイグループを提供している。プレイグループは、親の就労や就学を支援する目的ではなく、就労していない幼児の親たちに出会いの場を提供し、幼児を持つ家族が社会的に孤立しないよう考慮されている。従ってそこでの保育時間はせいぜい数時間程度である。

これらの公的保育制度と並んで、非公認の保育もある。1996年の調査によれば、非公認の保育施設での保育割合は大きく、58%の親たちは無報酬の、25%の親たちが有料の保育（シッター）を利用している。1991年の統計では、有料・無料を含むと 165,000人が何らかの保育を利用している。

1993年の統計に依れば、子ども数 100人に対し、保育施設を利用できる割合は、0~3歳で 8%、3~6歳で 71%、6~10歳で 5%未満であったが、女性の雇用労働力化が進むに伴って、中央政府は 1980年代より保育問題に対処しなければならなくなつた。保健福祉スポーツ省（Ministerie van Volksgezondheid Welzijn en Sport、以下 MVW 省と略す）は、1990年代に最初の保育奨励策を行なっている。現在の保育収容力を緊急に拡大することを目的とし、就業・就学する女性のために、4年以内に現在約 20,000ヶ所ある保育施設を 49,000ヶ所に拡大することとした。

- その内容は、①保育所・託児所（全日保育と0～4時間の半日保育）の拡充、  
②ホスト親プロジェクト（家庭内でのホスト親による保育）の推進、  
③学童保育（4～12歳）の増設、

である（この中にプレイグループは含まれていない）。

保育施設の維持と拡充は政府・両親・企業の協力のもとに行なわれ、財政上も三者の協力がなされている。奨励策における政府給付金は、保育施設の賃貸費用として地方自治体や企業などに支払われている。保育施設に関わる費用の3分の2は、企業によって肩代わりされており、保育所を利用している親は、その賃金に応じて保育費用を雇い主や地方自治体に支払うことになっている。

こうした奨励策の目標は1993年の末までにはほぼ達成された。保育所の数は68,000箇所まで増加し、その後もさらに増加しつつある。なお、オランダの地方自治体による保育施設の75%が政府と親と企業によって担われている。

#### ・保育制度の脱中央化 (decentralisation)

1996年の1月までに一般の保育施設の運営が地方自治体に委譲され、社会福祉法(Welfare Act)の管轄下に置かれることになった。同時に保育に関する国家予算から17%が削減された。残りの87%は、まとめて地方自治体に支払われ、その利用に関しては地方自治体の裁量に任されることになった。同時に新しい税制が導入されて、各企業は従業員の子どもを保育するために支出した額の20%に対する税を控除される運びとなった。こうした脱中央化の推進をVWS省が調査・評価している。保育制度の脱中央化に関する重要な帰結は以下の点である。

- ① 地方当局は、保育に関して力を注いでおり、1996年度にはさらに5,000箇所の保育施設が創られ、その大部分は企業の出資によっている。
- ② 1996年に政府は、従業員の子どもの保育に対して費用を肩代わりしている企業に対して、4,100万ギルダ（1,900万ECU、1ギルダ＝約62円として2542万円）の税割戻しを行った。以上のこととは、政府から地方への保育制度の委譲が、直接的に保育政策の後退を示すものではないということを示している。

しかしながら、こうした保育の拡大にもかかわらず、なお保育不足の問題は解消され得ない。近い将来さらに4歳以下の保育について3万人程度の保育が必要となることが予測されており、学齢期(13～17歳)における学童保育(out-of-school care)の需要も増大する見とおしである。これを踏まえて、1997年に政府は、学童期の子ども(4～12歳)の保育拡充奨励を行った。政策目標は、2000年の末までに26,000箇所の学童保育を創り、全体で41,000箇所にすることである。そのため、政府は2億2,400万ギルダ（1億1,000万ECU、約138億8800万円）の予算を計

上した。

#### ・保育の質の問題

1990年代以降に保育制度が急速に整備されていく中で、(例えば保育人数と指導者の数・保育資格者のレベル・保育室の床面積など) 保育の質を保障することについての議論が沸騰した。オランダ政府から各地方自治体への保育制度の委譲(1996年)は、これが新しい政策課題であつただけに、公的保育がどのレベルにあるべきかについての議論を喚起した。これを受け VWS 省は、1996年1月1日より向こう5年間、国家による規定を設けてこれを全国基準とした。

#### <その他の子育て・教育支援>

オランダでは、親業(parenthood)の支援を目的とした多様な組織がある。例えば以下のようなプログラムが挙げられる。

- ・親が就業もしくは就学している子どもたちのための保育サービス (0~4歳) と学外保育 (out-of-school care, 4歳以上)。
  - ・親業支援：親や家族に対する諸活動を通して親としての能力向上をはかる。一般的な親支援に加えて、子育てをするなかで生じる特別な諸問題に焦点を当てたプログラム。
  - ・教育支援：教育の遅れもしくは問題のある幼児 (2~6歳) に焦点を当てたプログラム。
- VWS 省は、子育て及び親業支援における政策内容を管轄している。教育支援は、小さい子どもが教育上の不利や障害を避けられるように考慮されており、教育文化科学省と重なり合う領域をカバーしている。各地方自治体では、親業や教育に関する複数のプログラムが提供されている。(以上、資料出所：Council of Europa, 1999)

## II. 育児休暇

オランダ政府は、親が家庭と仕事の調和を図れるような政策を行うこと、男女の間で現在もなお残っているアンバランスな有給／無給のケアワークを調整すること、職場復帰した女性の職業上のトラブルをなくすこと等を課題としており、以下のような休暇を取得できるようにした。

### (1)妊娠休暇 (Pregnancy leave)

産前・産後の女性は 100% の所得保障のもとで産休を取ることができる。法改正前は産前産後に 10~12 週であったが、1990 年 3 月 2 日以降は出産予定日の 4~6 週前から産後 10~12 週の休暇を取得できることとなった。

### (2)母親・父親休暇 (Maternity and paternity leave)

- ① 1991 年 1 月 1 日以降、フルタイム就労 (週 20 時間以上の労働) の親に対して、両

親ともに 520 時間までの無給の親休暇をとることができる。双方がフルタイムの場合には片方の親が合計 1040 時間の親休暇を取得できる。

- ② 1998 年 1 月より自営業および独立営業をしている女性は、16 週間の母親給付を受給できる。その給付額は、収入調査を行ったうえで平均所得の 100% までとする。
- ③ 母親のパートナーは、有給 100% で、普通 2 日間の父親休暇を取ることができる。
- ④ 妊婦の雇用主は、職場環境に留意して妊娠の健康や妊娠に支障がないように整える義務があり、法律で定められている。雇用主は、母親が授乳する権利を保障しなければならない。

#### (3) 親休暇 (parenthood leave)

1991 年以降、オランダは親休暇法を制定して 4 歳以下の子どもを持つ労働者に、無給の両休暇を最長 6 ヶ月まで取得できるようにし、週 20 時間内で労働時間を短縮して働きつづけることも可能にした。しかし、休暇制度の取得率は、母親が 27%、父親が 11% に留まった。1997 年 6 月の法改正で、週労働時間の規定がなくなり、子どもの年齢制限は 8 歳となった。

#### (4) 看護休暇 (care leave)

家族（子どもを含む）が病気になった際の看護・介護の長期休暇取得に関する法律はないが、近年労使間での協約が締結されつつある。労使間の団体賃金協約が結ばれてはいるが、賃金保障を行うレベルには程遠く、年金や社会保障への影響も制限されている。

（以上、資料出所：Kuijsten/Schulze, 1992, Council of Europe, 1999）

### III. 児童手当

オランダでは、1989 年より一般児童手当が給付されることになった。対象は子どもを有する全ての住民であり、子どものいる家庭といない家庭との経済格差を縮めるための「水平的分配」を目的としている。全額国庫負担で賄われるが、運営は社会保険銀行が行なう。給付額は、児童の数と年齢によって異なるが、子どもの年齢が高くなるにつれて給付額は高くなる。子どもの就学および就業上の条件によって支給条件が異なる。かつては高額所得層に有利にはたらく税制上の児童扶養控除があったが、これは廃止され、その分児童手当が手厚く支給されることとなった（広瀬、p211）。児童手当は、一般に子どもが 17 歳まで支給されるが、子どもが就学もしくは失業している場合には、この年齢制限をこえて支給される。子どもの年齢と数に応じた月々の支給額は以下のようである。